

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金及び使用料の算定方法を改めるほか、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、令和5年10月1日から施行します。